

# 医療機関関係者の皆さまへ

令和2年5月29日より、  
新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の利用が始まります（※）。

※準備が整った地域から、利用が開始されます。詳しくは最寄りの保健所・都道府県等にお問い合わせ下さい。

## ●HER-SYS（ハーシス）とは？

- ✓ 新型コロナウイルス感染者等の情報を電子的に入力、一元的に管理し医療機関・保健所・都道府県等の関係者間で共有するシステムです。
- ✓ 患者数の増加や居所の多様化、広域調整にも備えたシステムです。セキュアな環境の下、インターネットを經由して情報をクラウド上に蓄積します。

## ●医療機関の事務が変わります。

- ✓ 発生届の提出がオンラインで可能となります！
- ✓ 入院患者の状況報告、行政検査実施数の報告がオンラインで可能となります！

## ●次の医療機関でご利用いただけます。

- ✓ 新型コロナウイルス感染症患者の入院の受入れやPCR等検査を行う医療機関  
(指定感染症医療機関、帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター等)
- ✓ ご利用を希望される医療機関は、所在地を管轄する保健所にお問い合わせ下さい。

※ 都道府県等から行政検査の委託を受ける場合には、HER-SYSにより検査結果等の報告を行っていただく必要があります。

※ ご利用に当たって、インターネット環境が必要です。

※ システム利用料はかかりません。

より効果的・効率的な新型コロナウイルス感染症  
対策の実施のため、積極的なHER-SYS利用に  
御協力をお願いいたします。

## ●入力項目・閲覧可能な情報

- ✓ **発生届の内容に加えて、次の項目について入力・閲覧が可能です。**
  - 入院情報…入退院日、入院医療機関名・医師名、症状・重症度、所見、ICU・人工呼吸器・ECMO使用状況、転帰
  - 検査・診断情報…問診関連情報、基礎疾患の有無、特記事項、検査記録

## ●個人情報保護・セキュリティ対策

- ✓ HER-SYSによる情報の収集・管理は、法令（※）に基づき実施されます。国及び自治体で業務に必要な限度において利用します。
- ✓ システムやネットワーク環境に関して、データの暗号化を含めた適切な措置を講じております。
- ✓ 利用に際しては、ユーザーID・パスワードに加えてワンタイムパスワードを発行し2要素の認証を行います。
- ✓ 医療機関の皆様におかれても、添付の「情報セキュリティガイド」も参照いただき、適切な取扱いをお願いします。

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づく発生届、第15条に基づく積極的疫学調査、第19・20条に基づく入院勧告等

## ●説明会の開催

- ✓ 厚生労働省において、随時、**HER-SYSの利用に関する説明会（医療機関関係者向け・Web開催）**を実施します。
- ✓ 詳しくは、厚生労働省ウェブサイトを御覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00129.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html)

### （お問い合わせ先）

#### ◆ HER-SYSのご利用について（利用希望等）

医療機関の所在地を管轄する保健所にお問い合わせ下さい。

#### ◆ HER-SYSの仕組み、説明会等について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 対策班  
03-5253-1111（内線8082/8083）